

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山口県公安委員会 第104号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	株式会社わかば（代行わかば）
	主たる営業所が所在する市区町村	光市
処 分 年 月 日		令和4年11月1日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		随伴用自動車に関する変更の届出義務違反及び乗務記録簿の備付け義務違反が判明したもの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項 国家公安委員会関係同法施行規則第8条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第20条第1項 国家公安委員会関係同法施行規則第15条第3号
処分を行った公安委員会		山口県公安委員会